

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
--------------	--

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	VIII	障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
施策目標	1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること
施策目標	1-1	障害者の地における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
※重点評価課題（障害者自立支援法の運用における負担軽減措置）		
個別目標 1	地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること	
	(主な事務事業) ・グループホーム・ケアホームの充実 ・訪問系サービスの充実 ・日中活動サービスの充実	
個別目標 2	障害者の一般就労への移行支援や障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること	
	(主な事務事業) ・就労移行支援事業の充実 ・訪問系サービスの充実 ・就労継続支援（A型）事業の充実 ・工賃倍増計画支援事業 ・目標工賃達成加算	
個別目標 3	サービスの円滑な利用や社会参加を支援するための体制を整備すること	
	(主な事務事業) ・コミュニケーション支援事業 ・相談支援事業	
個別目標 4	自立を支援する医療体制を整備すること	
	(主な事務事業) ・精神科救急医療センター事業 ・自立支援医療費の支給	
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 目的等		
障害者に対するサービスの計画的な整備、就労支援の強化、地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。		
2 根拠法令等		
○障害者自立支援法（平成17年法律第123号）		

○地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号） 等	
主管部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部企画課
関係部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室

2. 現状分析

平成18年10月より障害者自立支援法を完全施行し、施設・事業体系の再編や就労支援策の充実等の抜本的改革を行った。同法における利用者負担については、原則一割の負担ではあるが、月額負担上限の設定や、収入・預貯金の少ない方に対するきめ細やかな配慮措置を講じている。施行後においては、利用者負担に対する意見等を踏まえ、本改革をより円滑に推し進めるための様々な措置を講じているところであり、今後とも、就労支援や地域移行などを中心とした、法の趣旨に即した取組を進めていく必要がある。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	グループホーム・ケアホームの利用者数（単位：万人） （9万人以上/平成23年度）	1.9	2.4	2.8	3.4	集計中
2	訪問系サービスの利用者数（単位：万人） （16万人以上/平成23年度）	4.3	5.4	8.6	11.1	集計中
3	日中活動サービスの利用者数（単位：万人） （47万人以上/平成23年度）	—	—	—	—	集計中
4	一般就労への移行者数（単位：万人） （平成17年度一般就労移行者数の4倍以上/平成23年度）	—	0.2	—	0.2	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成17年度以前は、「新障害者プラン関係実績調査」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）の「グループホーム」の各年度の数値である。 ・指標2は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成15～17年度は、「新障害者プラン関係実績調査」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）の「ホームヘルパー」の各年度の数値、平成14年度は、「障害者プラン関係保健福祉施策実施状況調」（同課調べ）の「ホームヘルパー（専任）」の数値である。 ・指標3は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成17年度以前は、「日中活動サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。 ・指標4は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成15年度は、「社会福祉施設等調査」（大臣官房統計情報部調べ）の数値であり、平成14、16及び17年度は数値を把握していないが、平成17年度については平成15年度の数値に基づく推計値を記載している。						
施策目標の評価 障害者自立支援法の制定により、施設・事業体系の再編や就労支援策の充実等の抜本的な改正を行ったため、現行制度に対応する過去のデータを正確に採るのとは不可能であるが、現行制度に準じた指標を参考にすると、指標1、指標2が示すとおり、サービスが着実に浸透している。 また、法施行に当たって様々な意見が存在することを踏まえ、総額1,200億円規模の特別対策を実施しているところであるが、そのうち利用者負担の更なる軽減策とし						

て、負担感が大きいとされる通所・在宅サービス利用者の月額負担上限を4分の1にする等の対策を講じ、障害者自立支援法の着実な定着を図っている。
 以上を踏まえると、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。
 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)

4. 個別目標に関する評価

個別目標1						
地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	グループホーム・ケアホームの利用者数 (単位:万人) (9万人以上/平成23年度) ※ 施策目標に係る指標1と同じ。	1.9	2.4	2.8	3.4	集計中
2	訪問系サービスの利用者数 (単位:万人) (16万人以上/平成23年度) ※ 施策目標に係る指標2と同じ。	4.3	5.4	8.6	11.1	集計中
3	日中活動サービスの利用者数 (単位:万人) (47万人以上/平成23年度) ※ 施策目標に係る指標3と同じ。	-	-	-	-	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成17年度以前は、「新障害者プラン関係実績調査」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)の「グループホーム」の各年度の数値である。 指標2は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成15～17年度は、「新障害者プラン関係実績調査」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)の「ホームヘルパー」の各年度の数値、平成14年度は、「障害者プラン関係保健福祉施策実施状況調」(同課調べ)の「ホームヘルパー(専任)」の数値である。 指標3は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成17年度以前は、「日中活動サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。 						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>障害者自立支援法に基づき、各市町村・都道府県においては、障害者等の数やその障害の状況等地域の実情を踏まえて作成した障害福祉計画をもとに、障害福祉サービスの計画的な整備を図っていくこととしており、障害者の地域での生活基盤等の整備が効率的に進められる。</p> <p>また、障害者自立支援法により、施設・事業体系の再編や就労支援策の充実等の抜本的な改正を行ったため、現行制度に対応する過去のデータを正確に採るのとは不可能であるが、現行制度に準じた指標を参考にすると、指標1、指標2が示すとおり、サービスが着実に浸透しており、現状では個別目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : グループホーム・ケアホームの充実						
平成18年度 予 算 額 : 介護給付・訓練等給付費411,575百万円の内数 (補助割合:[国1/2][都道府県1/4][市町村1/4]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: グループホーム(共同生活援助)は、主に夜間に、共同生活を行うのに支障がない障害者に対して、共同生活を行う住居において、相談など日常生活上の援助を行う。 ケアホーム(共同生活介護)は、主に夜間に、障害者に対して、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、						

生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡など日常生活上の支援を行う。	
事務事業名	訪問系サービスの充実
平成18年度 予算額	介護給付・訓練等給付費411,575百万円の内数 (補助割合：[国1/2][都道府県1/4][市町村1/4]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要	訪問系サービスの一つである居宅介護は、障害者等に対して、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言など生活全般にわたる援助を行う。

個別目標2						
障害者の一般就労への移行支援や障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	一般就労への移行者数(単位：人) (平成17年度一般就労移行者数の4倍以上/平成23年度) ※ 施策目標に係る指標4と同じ。	-	0.2	-	0.2	集計中
2	授産施設等における平均工賃(単位：円) (平成17年度平均工賃の2倍以上/平成23年度)	-	-	-	集計中	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成15年度は、「社会福祉施設等調査」(大臣官房統計情報部調べ)の数値であり、平成14、16及び17年度は数値を把握していないが、平成17年度については平成15年度の数値に基づく推計値を記載している。 指標2は、各都道府県からの報告によるものであるが、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。なお、平成16年度以前の数値は把握していない。 						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	就労移行支援事業の利用者数(単位：人、%) (福祉施設利用者の20%以上/平成23年度)	-	-	-	-	集計中
2	就労継続支援事業(A型)の利用者数(単位：人、%) (就労継続支援事業利用者の30%以上/平成23年度)	-	-	-	-	集計中
3	目標工賃達成加算適用事業所数(単位：か所) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1及び2は、障害者自立支援法の施行に伴い創設された事業の利用者数であり、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。 指標3は、目標工賃達成加算が適用される平成19年度からのものである。 						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
アウトプット指標に掲げた施策は、障害者自立支援法で新たに講じられたものであり、現時点では数値を出すことは不可能であるが、これらは、障害者自立支援法の目指す、障害者が地域において自立した生活のできる社会の実現に寄与するために講じられた施						

策である。障害者自立支援法の定着とともに、これらの数値は上昇していくものと考えられ、障害者の一般就労への移行支援及び工賃水準の引き上げの促進に有効であると認識している。工賃ステップアップ事業など、自立支援法施行初年度に当たる平成18年度においても、積極的に事業を展開しているところであり、着実に効果が現れてくると考えている。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	就労移行支援事業
平成18年度 予算額	介護給付・訓練等給付費411,575百万円の内数 (補助割合：[国1/2][都道府県1/4][市町村1/4]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、 <u>市区町村</u> 、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者に対し、一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就職後の職場定着支援を実施する。
事務事業名	就労継続支援(A型)事業
平成18年度 予算額	介護給付・訓練等給付費411,575百万円の内数 (補助割合：[国1/2][都道府県1/4][市町村1/4]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、 <u>市区町村</u> 、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要	雇用契約に基づく就労が可能な者に対し、就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図る。
事務事業名	工賃倍増計画支援事業
平成年度 予算額	百万円 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 <u>都道府県</u> 、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要	障害福祉サービスを提供する事業所における障害者の工賃が低く、障害者が自立して生活するためには工賃を引き上げる必要があるため、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策等を定めた計画(「工賃倍増計画」)を策定し、同計画に基づき都道府県が実施する事業に対して支援を行い、もって障害者が地域で自立して生活することを支援する。(平成19年度新規事業)
事務事業名	目標工賃達成加算
平成年度 予算額	百万円 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、 <u>市区町村</u> 、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要	指定就労継続支援B型事業所等において、前年度の平均工賃額が前々年度の平均工賃額を超えている等一定の条件を満たす場合、所定単位数を加算する。 なお、指定就労継続支援B型事業とは、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者に対し、就労の機会や雇用契約を結ばない生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を実施するものである。(平成19年度新規事業)

個別目標3						
サービスの円滑な利用や社会参加を支援するための体制を整備すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	コミュニケーション支援事業実施市町村数 (単位：市町村)	-	-	-	-	1,117

(前年度以上/毎年度)				
(調査名・資料出所、備考)	<p>・指標1は、社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室調べによるものであり、障害者自立支援法の施行に伴い創設された事業である。</p>			
個別目標3に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）	<p>意志疎通を図ることに支障がある障害者等にとって、円滑に社会参加やサービス利用を行うために、コミュニケーション手段を確保することは重要な問題であり、障害者自立支援法において地域生活支援事業の一つとして法定化されたコミュニケーション支援事業は、手話通訳者の派遣等を行うことにより、障害者等のコミュニケーション手段を確保するものとして有効である。</p> <p>事業実施初年度である平成18年度においては、1,117の市町村において、地域の障害者の実状やニーズに即したコミュニケーション支援事業が実施されており、障害者にとって最も身近な存在である市町村により、事業の実施体制の整備が効率的に進められていると評価できる。</p>			
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要				
事務事業名	コミュニケーション支援事業			
平成18年度 予 算 額	地域生活支援事業費20,000百万円の内数 ・市町村が実施する場合（補助割合：[国1/2][都道府県1/4][市町村1/4] ・都道府県が実施する場合（補助割合：[国1/2][都道府県1/2] 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）			
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）			
概要	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う。			
事務事業名	相談支援事業			
平成18年度 予 算 額	地域生活支援事業費20,000百万円の内数 ・市町村が実施する場合（補助割合：[国1/2][都道府県1/4][市町村1/4] ・都道府県が実施する場合（補助割合：[国1/2][都道府県1/2] 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）			
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）			
概要	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、情報提供等の便宜の供与や、権利擁護のための必要な援助を行う。			

個別目標 4					
自立を支援する医療体制を整備すること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)					
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	精神科救急医療センター事業実施 都道府県・指定都市数 (単位：都 道府県・指定都市) (前年度以上／毎年度)	—	—	1	6
(調査名・資料出所、備考) ・指標 1 は、障害保健福祉部精神・障害保健課調べによるものであり、事業が実施された平成 17 年度からのものである。					
参考指標					
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	精神科救急医療センター事業の予 算額 (単位：百万円)	—	—	130	194
(調査名・資料出所、備考) ・参考指標 1 は、障害保健福祉部精神・障害保健課調べによるものであり、事業が実施された平成 17 年度からのものである。					
個別目標 4 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)					
<p>これまで精神科急性期患者に対する支援体制の整備は充分ではなかったが、都道府県・指定都市による「精神科救急医療センター事業」の実施により、重度の症状を呈する精神科急性期患者に対応する中核的なセンター機能をもつ精神科救急医療体制が強化され、地域で生活する患者への適切な医療の提供が可能となる。</p> <p>本事業を実施している都道府県・指定都市の総数はまだ多くはないが、着実に増加しており、個別目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>また、自立支援医療は、原則として一割の自己負担となるまで公費を支給することとし、さらに、低所得者層の方等に対しては、負担軽減措置を行っており、適切な医療の提供が可能となっている。</p>					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 ：精神科救急医療センター事業					
平成18年度 予 算 額：194百万円 (補助割合：[国 1 / 2][都道府県・指定都市 1 / 2])					
実 施 主 体：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()					
本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()					
概要：幻覚・妄想・昏迷・興奮など激しい症状を呈する統合失調症の急性期、急性精神病や錯乱状態等の患者を 24 時間診療体制で受け入れることができる精神科救急医療センターを整備することにより、患者の受け入れ態勢の強化を図り、24 時間、365 日緊急受診者の受け入れを行い、個室での手厚い医療の提供により、患者の早期退院及び病床の減少を図る。					
事務事業名 ：自立支援医療費の支給					
平成18年度 予 算 額：86,163百万円 ・精神通院医療 (補助割合：[国 1 / 2][都道府県・指定都市 1 / 2]) ・更生医療 (補助割合：[国 1 / 2][都道府県 1 / 4][市区町村 1 / 4]) ・育成医療 (補助割合：[国 1 / 2][都道府県・指定都市・中核市 1 / 2])					
実 施 主 体：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()					
本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()					
概要：以下に記載する精神通院医療、更生医療及び育成医療に係る医療費の一部を自立支援医療費として支給を行う。 ① 精神通院医療					

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要するものに対し行う必要な通院医療

② 更生医療

身体障害者福祉法第４条に規定する身体上の障害を有すると認められる者であって、障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対し行うその障害の除去・軽減に必要な医療

③ 育成医療

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対し行うその障害の除去・軽減に必要な医療

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他 ()
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
「障害者自立支援法案に対する附帯決議」（第163回国会参議院厚生労働委員会
・所得確保に係る施策の検討を開始し、3年以内に結論を得る 等
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
「障害者自立支援法の運用に当たり、きめ細かな負担の軽減など、必要な措置を講ずる」（第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
- ④会計検査院による指摘
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

IV-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること